

## 「熊本市奨学金条例施行規則」の一部改正について

### 【給付型奨学金との併用制限の撤廃】

#### 1. 改正の理由

本市奨学金は、これまで多重債務の防止や奨学金の利用者が一部の方に偏らず、なるべく多くの方に利用してもらうために、他の貸付及び給付型も含めた併用制限を設けていた。

しかしながら、給付型との併給は、多重債務を生むものではなく、他都市の状況を見ても給付型を併用制限から外している都市が多い(9都市中7都市)。

加えて、平成29年度は、国が給付型奨学金を創設することもあり、本市奨学金がより利用しやすい制度となるよう、他の給付型を受けている者について、本市奨学金の貸付けの対象としたもの。

#### 【改正前】

(併用制限)

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める措置は、国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付とする。ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)の規定による措置及び市長が別に定める措置を除く。

#### 【改正後】

(併用制限)

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める措置は、国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る。)又はこれと同種の貸付けとする。

#### <参考>

熊本市奨学金条例(平成14年条例第18号)

(奨学金の貸付対象者)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本市に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校等に在学している者であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸付けその他の規則で定める措置を受けていないこと。

2. 施行年月日 平成29年4月1日